

移住支援金の対象法人登録 先行募集!!

制度開始は4月
上旬予定!

詳しくは、とやま
Uターンガイドを
チェック!

先行募集期間
2019年3月1日(金)～15日(金)

東京圏への一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消を目的に、東京23区から富山県内に移住し、対象法人に就業した方に移住支援金※を支給する制度です。4月上旬の制度開始に先行して、対象となる法人を募集します。

(※世帯の場合は100万円[単身の場合は60万円])

対象法人の要件

以下の全てを満たす法人が対象となります。

- 官公庁等でないこと。 ●資本金10億円以上の法人でないこと。
- みなし大企業でないこと。
- 本店所在地が東京圏以外の地域※1、又は条件不利地域※2にある企業であること。
- 雇用保険の適用事業主であること。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

対象求人の要件

対象法人の要件を満たす法人が募集する、以下の要件を満たす求人が対象となります。

- 週20時間以上の無期雇用契約。
- 勤務地が東京圏※1以外の地域又は東京圏内の条件不利地域※2であるもの。

※1 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※2 「過疎地域自立促進特別措置法」「山村振興法」「離島振興法」「半島振興法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」の対象地域を有する市町村(政令指定都市を除く。)

とやまUターンガイドとは?



<https://uturn.pref.toyama.lg.jp>

富山県が運営するUターン就職希望者と企業とのマッチング支援サイトです。

登録の流れ(①サイト登録、②対象法人登録(仮)申請、③本申請・求人情報入力)

※「とやまUターンガイド」未登録法人の場合、3つの手続きが必要となります。

※①～③までの全ての手続きを3月15日(金)までに完了する必要があります。

※制度登録には「とやまUターンガイド」への登録が必須です。



※対象求人の「とやまUターンガイド」への掲載は4月上旬の予定です。

制度や申請の詳細については、「とやまUターンガイド」をご確認ください。

移住支援金の対象者の主な要件

移住元

東京23区在住者又は通勤者※(直近5年以上)
※通勤者…移住直前に連続して5年以上、東京圏(条件不利地域を除く)に在住し、かつ、東京23区に通勤していた方。

移住先

制度開始[4月上旬(予定)]以降に富山県内へ移住した方
※移住支援金の申請時において転入後3か月以上1年以内の方。

就業

制度開始[4月上旬(予定)]以降に「とやまUターンガイド」に移住支援金の対象として掲載する求人に新規就業した方

※申請時において連続して3か月以上在職している必要があります。

提出先

制度全般、法人登録に関するお問い合わせ先

富山県総合政策局企画調整室UIターン促進担当

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 TEL 076-444-4608 FAX 076-444-8694

富山県HP: http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/100220/index.html

「とやまUターンガイド」への入力に関するお問い合わせ先

富山くらし・しごと支援センター 大手町オフィス

TEL 0120-108-250

「とやまUターンガイド」▶ <https://uturn.pref.toyama.lg.jp>